

越前おおの伝統的民家普及促進事業補助金交付要綱

(平成20年3月24日告示第30号)

改正 平成23年3月28日告示第46号
平成25年3月28日告示第53号
平成27年4月1日告示第123号
平成28年4月1日告示第94号
平成29年3月24日告示第62号
平成31年3月26日告示第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伝統的民家を保存し、良好な景観形成の推進を図るため、越前おおの伝統的民家普及促進事業（以下「事業」という。）に要する経費に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統的民家 福井県伝統的民家の保存および活用の推進に関する条例（平成18年福井県条例第25号）第10条に規定する伝統的民家群保存活用推進地区内における別記に掲げる基準を満たす民家又は福井の伝統的民家普及促進事業補助金交付要領に定める福井の歴史的建造物保存促進事業審査委員会が認めたものをいう。
- (2) 新築 伝統的民家の新築で、使用する木材の体積に対する県産材（福井県内で伐採された原木を福井県内で加工した木材をいう。）の割合が2分の1以上又は使用する県産材の体積が20立方メートル以上のものをいう。
- (3) 改修 伝統的民家の外観の復元及び修繕をいう。
- (4) 外観 道路（私道を除く。）その他の公共の場所（以下「道路等」という。）から公衆によって容易に望見される建築物の外部及び下地をいう。この場合において、土蔵にあっては建築物の外部及び下地とする。
- (5) 工事費 伝統的民家の外観に関する工事に要する経費並びに土蔵、門及び塀を地域の景観と調和させるための工事に要する経費をいう。この場合において、取壊し及び構造体の改修（耐震補強を除く。）並びに仮設工事に要する経費を含むものとする。
- (6) 推進地区 福井県伝統的民家の保存および活用の推進に関する条例（平成1

8年福井県条例第25号)第10条に規定する伝統的民家群保存活用推進地区をいう。

(7) 景観形成地区 大野市景観条例(平成19年条例第33号)第16条第1項の規定により指定された地区をいう。

(8) 敷地 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に規定する敷地をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に該当するものとする。

(1) 推進地区内において、次のいずれかに該当する者とする。ただし、景観形成地区においては、土蔵を改修する者に限る。

ア 自ら居住するために伝統的民家を新築する者

イ 伝統的民家及び伝統的民家に付属する土蔵の外観を改修する者

ウ 伝統的民家に付属する門及び塀を地域の景観と調和するように改修する者

(2) 国又は地方公共団体等の他の補助事業による補助金等が交付されていない者。ただし、この要綱による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分することができるときは、この限りでない。

(3) 公共下水道及び農業集落排水処理施設(以下「下水道」という。)を供用開始した区域に居住の用に供する伝統的民家を有する者は、それらが下水道に接続されていること。(新築及び改修工事に併せて下水道に接続する場合を含む。)

(補助対象外)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象としないものとする。

(1) 外観に係る部材の取り換えや追加が伴わない塗装のみの改修

(2) 屋根のみの改修

(3) (1)及び(2)のみの改修

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、外観工事に要する経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付額の上限は、新築の場合は50万円とし、改修の場合は100万

円とする。

3 補助金の交付は、1敷地内で1回に限るものとする。

(対象者の選定)

第6条 補助金の交付を希望する者は、市長が定める期限までに越前おおの伝統的民家普及促進事業補助金交付希望調書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の希望調書を受理したときは、対象者を選定し、その結果を越前おおの伝統的民家普及促進事業補助金交付対象者選定結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 市長は、補助金の額の合計が予算の範囲を超えると認める場合、対象者の選定に当たり、越前おおの伝統的民家普及促進事業補助金交付対象者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の意見を聴くものとする。

4 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(事前協議)

第7条 対象者は、あらかじめ越前おおの伝統的民家普及促進事業補助金交付事前協議書(様式第3号)により市長と事前協議しなければならない。

2 市長は、前項の事前協議をする場合において、大野市景観条例(平成19年条例第33号)第32条第1項に規定する大野市景観協議会の意見を聴くものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第8条 対象者は、越前おおの伝統的民家普及促進事業補助金交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適合すると認めるときは、補助金の交付を決定し、対象者に対し越前おおの伝統的民家普及促進事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 施工者は、大野市内に住所又は主たる事業所を有する者であること。

(2) 工事完了後、10年間は伝統的民家の保守及び管理に努め、改築、改造等を行ってはならないこと。

(3) 前号の期間中、伝統的民家の管理状況等に関し必要な報告を求められたとき

は、これに応じなければならないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

4 第2項の通知を受けた者で、事業の内容を変更しようとするものは、越前おおの伝統的民家普及促進事業補助金交付変更申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適合すると認めるときは、補助金の事業内容の変更を決定し、対象者に対し越前おおの伝統的民家普及促進事業補助金交付変更決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

6 第2項の通知を受けた者で、補助金の交付を辞退するものは、越前おおの伝統的民家普及促進事業補助金交付辞退届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（工事の期間）

第9条 対象者は、市長が別に定める日までに工事を完了しなければならない。

（工事の完了）

第10条 対象者は、工事が完了したときは、速やかに越前おおの伝統的民家普及促進事業完了実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の完了実績報告書を受理したときは、検査を行い、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、対象者に対して越前おおの伝統的民家普及促進事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び支払い）

第11条 対象者は、前条第2項の通知を受けたときは、速やかに越前おおの伝統的民家普及促進事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求を受けた場合には、速やかに対象者に対して支払うものとする。

（調査等）

第12条 市長は、事業に関して必要な調査を行うことができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成23年告示第46号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第53号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第123号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第94号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第62号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年告示第43号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記（第2条関係）

伝統的民家認定基準

1 共通事項

- (1) 在来工法（伝統工法を含む。）による木造2階建て（小屋裏3階建てを含む。）の住宅（併用住宅を含む。）とし、地域の伝統的技術や技能に配慮したものであること。
- (2) 外観は、終戦前（1945年以前）の地域の伝統的民家の意匠を基調としたものであること。

2 町家型

- (1) 本屋（2階の屋根をいう。）は切妻屋根、越前瓦葺きとしたものであること。
- (2) 主たる道路に面する1階部分には、通庇を設けたものであること。
- (3) 軒の高さ・軒の出・庇の高さは、原則として既存の町並みにそろえたものであること。
- (4) 主たる道路に面する壁面線は、原則として既存の町並みにそろえたものであること。
- (5) 主たる道路に面する外壁、軒裏は地域の伝統的建築物を基調としたものであること。
- (6) 主たる道路に面する開口部は、格子戸等町家の伝統的意匠を取り入れたものであること。

3 農家型

- (1) 本屋（2階の屋根をいう。）は切妻屋根、越前瓦葺きとしたものであること。
- (2) 2階部分の妻壁は、原則として束（柱）と貫（梁）による格子組み及び漆喰塗り様の意匠とし、小屋梁から下の妻壁は漆喰塗り様又は木製板張りであること。
- (3) 本屋妻壁の前面に瓦葺きの下屋を設け、越前瓦葺きとしたものであること。
- (4) 玄関周りの外部の意匠は、地域の伝統的建築物を基調としたものであること。